

○荒尾市地区協議会会長会規約

(設置)

第1条 荒尾市は、「協働の地域づくり推進条例」に基づき地域の課題を総合的に捉え、その解決に取り組む地区協議会の活動の向上や連携・協力を深めるため、各地区代表者会議を設置する。

(構成)

第2条 各地区協議会の会長にて構成する。

(任務)

第3条 本会は、地区協議会会長会規約第1条の目的を達成するため、次の任務を遂行するものとする。

- 2 各地区間の連携を図り、意見を収集し、情報交換を行うこと。
- 3 地域と市、関係機関や団体との連携や情報共有を行うこと。
- 4 その他本会の目的を達成するために必要なこと。

(役員)

第4条 本会長会には、円滑な会議の進行を図るため、会長を1名、副会長を1名設置することができる。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は1年とし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 会長会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数によって決する。

(謝金)

第6条 会長会に出席の際には、謝金として1回につき1,500円支払うものとする。

(事務局)

第7条 地区協議会会長会の事務を処理するため、事務局を市民環境部くらしいきいき課内に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、会長会の運営に関し必要な事項は、会長が会長会に諮って定める。

附 則（施行期日）

この規約は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（規約の一部改正）

この規約は、平成24年9月12日から施行する。